

令和2年（2020年）4月30日

保護者様

子育て給付課

新型コロナウイルス感染症にかかる育児休業復帰関係の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い保育所等への入所にかかる取り扱いを変更していましたが、今般の状況を鑑みまして、改めて以下の通り変更いたします。

<変更のあるもの>

1 4月・5月入所内定者の育児休業期間に係る取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月・5月入所内定している育児休業者の復帰時期については、6月30日（火）までとします。ただし、入所内定月からの入所扱いとなり、当初の保育時間で対応します。

この運用は5月中の復職を妨げるものではありません。

なお、復職証明の提出は7月31日（金）を提出期限とします。

2 4月・5月入所内定者の求職活動に係る事由証明書の取り扱いについて

4月・5月入所内定している求職活動者の事由証明書（内定）提出期限を7月27日（月）とします。

<変更のないもの>

3 コロナウイルス等で内定辞退をしている場合の取り扱い

令和2年6月選考に係る、減点などの取り扱いをしないこととします。

4 登園自粛により長期欠席した場合について

通常、在園児童が長期欠席（おおむね2か月）した場合、施設を退所していただきますが、令和2年3月2日以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での保育に協力するため登園自粛している場合は、長期欠席しても退所の対象には該当しません。

なお、上記1・2については今後の感染拡大状況により、取り扱いを延長する可能性があります。今回の変更内容を再度延長するかどうかは5月下旬に判断します。

【問い合わせ】

こども未来部 子育て給付課 入園入所係

電話 06-6858-2252・2253